

9ぎなみ



歩きながら、元氣と文化が、すぎなみ生まれる街。

緊急経済対策融資制度 …… 2

22年度国民健康保険料の料率が決まりました …… 3

ご存じですか ひとり親家庭子育て支援 …… 8

杉並区景観計画を策定しました …… 12

発行/杉並区編集/広報課
〒166-8570杉並区阿佐谷南1-15-1

区の代表電話 ☎3312-2111
FAX3312-9911 (広報課直通)
http://www.city.suginami.tokyo.jp/

杉並区コールセンター

☎#8800または☎3372-8800
午前7時～午後11時(粗大ごみ受付 午前8時～午後7時)

「杉並区みどりの基本計画」の改定を進めています

区は、平成11年に策定（17年に一部改定）した「杉並区みどりの基本計画」を全面的に見直し、これまで以上にみどりの保全・緑化推進が図られるよう検討を進めてきました。このたび、計画の改定案を作成しましたので、概要をお知らせするとともに、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、皆さんのご意見を伺います。
——問い合わせは、みどり公園課へ。



▲杉並らしい歴史風土を伝える屋敷林

計画改定の背景

区は、平成11年に「杉並区みどりの基本計画」を策定し、その後、重点的な緑化施策を区全域で行えるようにするため、17年に部分的な見直しを行いました。

しかし、策定当初から10年が経過すること、都市緑地法の制度が充実してきたこと、19年度に実施した「杉並区みどりの実態調査」の結果を本計画に反映する必要があることなどを踏まえ、今回、全面的に見直しを行うことにしました。

計画の概要

(1) 計画の将来像
住宅都市杉並において、さまざまな生き物と共生でき、区民が快適かつ安全安心に生活していける環境を創出するためのみどりのあり方を「み

どりの将来像」として表現しました。

「みどりの将来像」は「みどりが暮らしの中に息づくまち杉並」を受け継いだみどりに感謝してもっと豊かなみどりを次世代に

(2) 基本方針

みどりの将来像を実現するために、五つの基本方針を設定しました。

- ①身近なみどりを守ろう
- ②新しいみどりを創ろう
- ③みどりの質を高めよう
- ④みどりでまちをつなげよう
- ⑤みんなのみどりを育てよう

(3) 目標

- ①緑被率≧25%（中間年次（平成30年）≧23%）
- ②公園や広場等に満足している区民の割合≧80%
- ③接道部緑化率≧30%（中間年次（平成30年）≧25%）

(4) 施策について

- ①みどりを守る
屋敷林等の保全の強化（新規）、ほか7施策
- ②みどりを創る
緑化地域制度の導入（新規）、ほか6施策
- ③みどりの質を高める
景観計画による誘導（新規）、ほか8施策
- ④みどりをつなげる
みどりのベルトづくりの推進、ほか3施策
- ⑤みどりを育てる
顕彰制度の創設（新規）、ほか10施策

☆

改定案の全文は、区ホームページのほか、閲覧場所（2面参照）でもご覧いただけます。

区民意見の募集については、2面をご覧ください。

区長からのいいメール

杉並区では、昨年12月に日本でも販売が認められた子宮頸がんワクチンの接種を、今年から全国で初めて中学1年の女生徒を対象に全額助成で行うことにしました。

このワクチン接種は、性経験前の女性が接種することで約7割のがん発症が予防できるとされ、すでに100カ国以上の国で実施されているものです。そこで杉並区では、今年の中学新1年生から「中学入学お祝いワクチン」として、先行的に実施することにしたのです。

子宮頸がんワクチン接種に当たっては、正しい性教育も必要となるため、今後、家庭や学校での連携した取り組みも進めていきます。ただこのワクチンは高価で、必要な

中学入学お祝いワクチン

杉並区長 山田 宏



3回の接種で約4万5000円の費用がかかります。しかし私は、本来は中学1年生だけでなく、必要な人には国の助成で全国的に行うべきものだと思います。日本では毎年約80000人の女性がこのがんにかかり、約25000人の方が亡くなられている中で、ワクチンでその7割が救えるとしたらすぐ救うべきです。また全額国が接種費用を負担しても、削減できる医療費などを考えれば、約190億円の損失抑制効果があるという試算もあります。今回の杉並区の一歩が、国を動かすことを期待します。

また子宮頸がんは、ウイルスによりがん化するまで5年から10年かかるので、検診による早期発見も有効です。区では20歳から2年に1回の子宮がん検診に対して一部助成をしているほか、昨年は20・25・30・35、そして40歳の方には国の無料検診クーポンが配られました。ただ今年

は新政権による事業仕分けで、国の助成額が半分削減され、自治体に残り半分を出して無料にしなければ、国の助成も得られないという不可解な政策に転換されました。「国が始めておいて」と憤りを感じないではありませんが、区では引き続き今年も無料検診クーポン事業を進めることにしましたので、ぜひ検診を受けてください。

なみすけ商品券の販売が決まりました

関杉並区商店街振興組合連合会☎3220-1221または産業振興課産業係

昨年度に続き、区内の消費拡大を図るため、杉並区商店街振興組合連合会と連携して、10%のプレミアムを付けた区内共通商品券（なみすけ商品券）を販売します。5月と10月の年2回の販売を予定しています。

【第1回発売日時】5月29日(午前10時～午後4時(売り切れ次第終了))
【販売場所】地元商店街の「のぼり旗」の出ている販売所、区役所などで販売します。販売所の一覧は、改めて杉並区商店街連合会ホームページ☎http://www.sugishoren.com/および「広報すぎなみ」でお知らせします。

【第1回発行総額・冊数】5億円(5億5000万円分・5万冊)
【価格】1冊1万円(500円券・22枚つづり、1万1000円分)
【購入限度】1人5冊まで

◇事業主の皆さんへ～商品券取扱店への参加をお願いします

プレミアム付商品券が区内のどこでも使えるような魅力あるものとするために、区内事業者の皆さんに取り扱っていただくようご協力をお願いします。

「杉並区みどりの基本計画」の改定案に ご意見をお寄せください

問い合わせは、みどり公園課へ。

改定案の全文は、区ホームページのほか、閲覧場所(各閲覧場所の休業日を除く)でもご覧になれます。

①ハガキ、封書、ファクス、Eメールまたは閲覧場所にある意見書に書いて、4月30日(必着)までにみどり公園課 FAX 5307-0967 〓 koen-k@cit.y.suginami.lg.jp へ。

②ご意見は、住所・氏名(在勤の方は勤務先の名称と所在)

【閲覧場所】みどり公園課(区役所西棟5階)、区政資料室(西棟2階)、区民事務所・分室、駅

地、在学の方は学校名と所在地、事業者の方は事業所の名称と所在地、代表者の氏名を記入してください。

③区ホームページの電子掲示板に、ご意見を書き込むこともできます。

【開設期間】4月1日(木)～30日(金)

【対象となる方】①～⑤の条件を満たす方。

②区内に主たる事業所(法人は本店登記)を有し、区内で同一の事業を引き続き1年以上(売上発生から1年以上)営んでいる

③最近3カ月または1年間の売上高(または売上総利益)が前年同期と比較して減少している

④申し込みをする日までに納付すべき住民税・事業税を滞納していない

⑤東京信用保証協会の保証対象業種を営み、許可を必要とする業種の場合には、その許可を受けている

⑥個人の場合には、主たる収入を当該事業から受けている

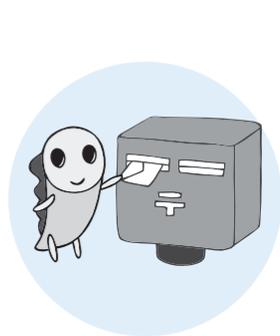
⑦小口融資資金の対象者は次の⑥⑦の条件も必要です。

⑧従業員数が20人(卸売業・小売業またはサービス業は5人)以下である

⑨東京信用保証協会の保証対象業種(貸付日から3年間)を実施しています。売上高(または売上総利益)が減少している区内中小企業の経営を支援します。

⑩個人の場合には、主たる収入を当該事業から受けている

⑪小口融資資金の対象者は次の⑥⑦の条件も必要です。



1面からの続き

中小企業の皆さんへ 「当初3年間無利子融資」 緊急経済対策融資制度

〓産業振興課産業支援・相談係

対象となる方

①～⑤の条件を満たす方。
①区内に主たる事業所(法人は本店登記)を有し、区内で同一の事業を引き続き1年以上(売上発生から1年以上)営んでいる

②最近3カ月または1年間の売上高(または売上総利益)が前年同期と比較して減少している

③申し込みをする日までに納付すべき住民税・事業税を滞納していない

④東京信用保証協会の保証対象業種を営み、許可を必要とする業種の場合には、その許可を受けている

⑤個人の場合には、主たる収入を当該事業から受けている

⑥小口融資資金の対象者は次の⑥⑦の条件も必要です。

⑦従業員数が20人(卸売業・小売業またはサービス業は5人)以下である

⑧東京信用保証協会の保証対象業種(貸付日から3年間)を実施しています。売上高(または売上総利益)が減少している区内中小企業の経営を支援します。

⑦東京信用保証協会からの保証付融資残高と融資申し込み予定額の合計額が1250万円以下である

500万円(ただし、現在の緊急運転資金を利用して

いる場合は、限度額が異なる場合があります。詳細は、お問い合わせください)

⑧資金使途
運転資金に限る

⑨返済期間
6年6カ月以内(外据置6カ月以内)

⑩本人負担利率
貸付日から3年間無利子貸付日から3年経過後2年

⑪申込受付期間
23年3月31日(木)まで

⑫その他の融資もあります。詳細は、お問い合わせください。

⑬東京信用保証協会の保証対象業種(貸付日から3年間)を実施しています。売上高(または売上総利益)が減少している区内中小企業の経営を支援します。

〈あっせん品の種類〉(単位:円/送料・消費税を含む)

品番号	品目	定価	あっせん価格
1	粉末消火器 (1.5kg)	12,000	6,000
2	粉末消火器 (3.0kg)	15,000	9,000
3	強化液消火器 (1.0ℓ)	9,800	6,500
4	強化液消火器 (2.0ℓ)	17,000	9,500
消火器引き取り (1本につき)		A 購入時の引き取り	500
		B 引き取りのみ	2,000
5	火災警報器 煙感知用	オープン価格	4,000
6	火災警報器 熱感知用	オープン価格	4,000
取り付け費用 (1個につき)		購入時の取り付け(※1)	1,000
7401	家具転倒防止器 (2本1組)	ML-35 (25~35cm用)	5,953
7403		ML-50 (35~50cm用)	
7405		ML-80 (50~80cm用)	
7407	家具転倒防止器 (2本1組)	ML-110 (80~110cm用)	6,405
7050	家具転倒防止板 (2本1組)	2,100	1,680
7045	タンスガードⅡ (2本1組)	1,575	1,260
7037	ガラス飛散防止フィルム	3,465	2,772
7039	とびらロック (留め金具、鎖式・2組入)	1,470	1,176
2202	保存用ピケット (20パック入)	3,885	3,108
2901	缶入ミニクラッカー (24缶入)	6,300	5,040
2957	保存用即席乾燥もちセット (あんこ・きなこ・いそべ)	4,158	3,326
2926	アルファー米 (乾燥米) セット (白飯・赤飯・山菜おこわ・五目ごはん)	2,814	2,251
2072	おかゆ缶 (10缶入)	2,625	2,100
2935	スーパー保存水1.5ℓ (8本入)	2,520	2,016
2934	スーパー保存水500ml (24本入)	4,032	3,225
4100	ハイパワー加熱セット	1,155	924
7009	ヘルメット (高機能ヘッドバンド搭載)	4,410	3,528
7011	防災ずきん (大人用)	4,410	3,528
7110	防災ずきん (学童用)	3,643	2,914
8007	非常用持出袋 (防災袋)	4,252	3,402
6088	洋式便器用簡単トイレセット (受けネット・収便袋10枚)	3,150	2,520
6097	トイレ用脱臭剤	1,260	1,008
6116	簡単トイレ (収便袋20枚スペア用)	2,730	2,184
6118	組立式簡易トイレセット (収便袋10枚・脱臭剤4袋12回分・収納袋付)	5,040	4,032
6140	サバイバルブランケット (特殊素材で優れた保温効果のアルミシート)	945	756
5070	ホイッスル エコール (軽く吹いても人の耳に届きやすい音が出ます)	420	420

※1. 火災警報器の取り付けのみをご希望の方は、1個につき2000円となります。
注. 消火器の薬剤詰め替えについては、各管轄地域の業者にお問い合わせください。消火器本体の耐用年数はおおむね8年(強化液消火器1ℓはおおむね5年)です。区や消防署では消火器・火災警報器・防災物資などの訪問販売はしていません。

防災物資のあっせん

問い合わせは、防災課へ。

区では、区内の一般家庭を対象に、消火器・火災警報器や防災用品をあっせんしています。
①あっせん品の種類
左表のとおり。見本は防災課(区役所西棟6階)にあります。詳細は、「防災物資あっせんのご案内」(町会・防災会などの回覧、区役所、区民事務所・分室、地域区民センターなどで配布)や区ホームページをご覧ください。
②申し込み・配達・支払い方法
代金は、商品と引き換えの着払いです。
③消火器・火災警報器
配送先により業者が異なります。配送地域一覧(下表)をご確認の上、直接各業者へ連絡してください。業者から電話連絡の上、お届けします。

〈ハガキ裏面記入例〉

①郵便番号・住所
②氏名
③電話番号
④商品

品番号	あっせん品	個数
2072	おかゆ缶	1
7009	ヘルメット	3

②その他防災物資
ハガキまたはファクス(左記入例参照)で、直接業者へ。後日配送業者により宅配便で送られてきます。
自治会などの団体で申し込み場合は、事前に電話で業者にご連絡ください。
※その他防災物資の申し込み用ハガキは、「防災物資あっせんのご案内」に折り込まれています。
あっせん期間
23年3月31日(木)日まで

〈配送地域一覧〉

	業者名	配達地域
消火器・火災警報器	栃木屋商店 (〒167-0051 荻窪4-28-9 ☎3391-6761 FAX3393-0142)	井草・上井草・下井草・善福寺・今川・桃井・上荻・本天沼・天沼・荻窪・西荻南
	新山防災 (〒166-0011 梅里2-9-9 ☎3313-8731 FAX3313-6100)	西荻北・清水・阿佐谷北・阿佐谷南・高円寺北・高円寺南・梅里・成田東・成田西・南荻窪・宮前
	渡辺防災設備 (〒168-0062 方南1-51-6 ☎3322-8819 FAX3322-2303)	和田・方南・和泉・堀ノ内・松ノ木・大宮・久我山・高井戸西・上高井戸・永福・浜田山・下高井戸・高井戸東・松庵
その他の防災物資	東京都葛飾福祉工場杉並区防災物資あっせん係(〒125-0042 葛飾区金町2-8-20 ☎3608-3541 FAX3608-5200)	区内全域

22年度国民健康保険料の料率が決まりました

国民健康保険料はこのように計算します

下表のA・B・Cを合計した金額が世帯の年間保険料です。

40歳未満の方=AとBがかかります
40～64歳の方=AとBとCがかかります
65～74歳の方=AとBがかかります

保険料は、A：医療分、B：後期高齢者支援金分、C：介護保険分の合計で、それぞれが「①所得割額」と「②均等割額」からなっています。

A・B・Cごとに保険料を計算し、その合計が世帯の保険料となります。

◇保険料の計算をしてみましょう

加入者全員の加入期間が同じとして、まとめて計算します。

◇賦課標準額の求め方（「①所得割額」の計算基礎）

「賦課標準額」は、世帯の国民健康保険加入者の「住民税」の合計額です。

(C：介護保険分の場合は、40～64歳の国民健康保険加入者の「住民税」の合計額です)

22年度 保険料簡易計算表

A. 医療分	B. 後期高齢者支援金分	C. 介護保険分
①所得割額 賦課標準額 \square 円 × 0.8 (21年度0.68) = \square 円 ②均等割額 加入者数 3万1200円 × \square 人 (21年度2万7600円) = \square 円 ①所得割額 + ②均等割額 × \square 月 / 12カ月(1年) 計 \square 円 (最高限度額50万円/1年) (21年度47万円/1年)	①所得割額 賦課標準額 \square 円 × 0.23 (21年度0.26) = \square 円 ②均等割額 加入者数 8700円 × \square 人 (21年度9600円) = \square 円 ①所得割額 + ②均等割額 × \square 月 / 12カ月(1年) 計 \square 円 (最高限度額13万円/1年) (21年度12万円/1年)	①所得割額 (40～64歳の加入者のみ該当) 賦課標準額 \square 円 × 0.16 (21年度0.12) = \square 円 ②均等割額 40～64歳の加入者数 1万2000円 × \square 人 (21年度1万1100円) = \square 円 ①所得割額 + ②均等割額 × \square 月 / 12カ月(1年) 計 \square 円 (最高限度額10万円/1年) (21年度と同額)

※保険料にはA・B・Cごとに最高限度額が定められています。上記の計算で最高限度額を超えた世帯は、最高限度額が保険料です。

合計 A+B+C=世帯の年間保険料 円(月額) 円

(国保温泉センター割引利用券対象施設)

施設名	榎原温泉センター 「数馬の湯」	奥多摩温泉 「もえぎの湯」	秋川渓谷 「瀬音の湯」	生涯青春の湯 「つるつる温泉」
定休日	月曜日(祝日の場合は翌日)		3月・6月・9月・12月の第2水曜日	火曜日(祝日の場合は翌日)
利用料金	中学生以上400円、小学生200円、就学前のお子さんは無料(12歳以上は別途入湯税1名50円)	[2時間まで]中学生以上400円、小学生200円、就学前のお子さんは無料(12歳以上は別途入湯税1名50円)	[3時間まで]中学生以上600円、小学生200円、就学前のお子さんは無料	[3時間まで]中学生以上600円、小学生200円、就学前のお子さんは無料

※年末年始の営業については、各施設に確認してください。

特定保健指導を利用しましょう

杉並区の国民健康保険に加入している40～74歳で、21年度の杉並区特定健康診査の結果、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の疑いがある方を対象に、特定保健指導を行っています。特定保健指導は、積極的支援と動機付け支援の2種類があり、いずれも無料で受けられます。該当する方には利用券を送付していますので、生活習慣病を予防するためにも、ぜひ、ご利用ください。なお、21年度の特定健康診査の結果による特定保健指導の申し込みは6月までとなります。

国保年金課保健事業担当

国保年金課高齢者医療係

75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療保険の保険料率も変更になります。22年度から保険料の所得割を算出する料率を6・56%から7・18%に変更します。この料率に基づいて計算された22年度保険料のお知らせは、7月に送付します。また、保険証は8月に一斉更新します。詳細は、6月の「広報すぎなみ」をご覧ください。

後期高齢者医療保険料の料率も変わります

国保年金課管理係

夏季保養施設の詳細を記載したちらしを、国保年金課管理係(東棟2階)、区民事務所・分室、駅前事務所で配布しています。また、6月の「広報すぎなみ」をご覧ください。

国民健康保険・後期高齢者医療制度 夏季保養施設のちらしを配布しています

今年度は、住民税額が賦課標準額です(料率等は左の図のとおり)。国民健康保険料額通知書は、住民税額決定を受けて6月中旬に送付します。4月～23年3月までの1年分の保険料を、6月から翌年3月期の計10回に分けての納付になります。4、5月は納付時期ではありません。▽住民税の申告にご協力を

各世帯の国民健康保険料は、加入者全員の住民税額をもとに算定します。確定申告または住民税の申告が済んでいない方は申告が必要です。申告した内容は①保険料の所得割の算定②保険料の均等割の減額判定③高齢受給者証の一部負担金の割合判定のために必要な資料となります。申告がないときは、所得の少ない世帯に適用される保険料の減額等が受けられません。住民税の申告は、お早めに課税課(区役所東棟2階)へお願

いします。◇社会保険に加入された方へ就職等により勤務先から保険証を受け取った方は、国民健康保険の脱退手続きが必要です。勤務先・国民健康保険両方の保

険証を持参して、国保年金課(東棟2階)、または区民事務所・分室、駅前事務所へお越しください。◇口座振替をご利用ください。自動引き落としで納め忘れる心配がない口座振替をご利用ください。申し込み希望の方は、ご連絡ください。◇納付書での支払い。銀行などの金融機関(ゆうちょ銀行、郵便局を含む)、コンビニエンスストア、国保年金課(東

棟2階)、区民事務所・分室、駅前事務所まで納付できます。ただし、30万円を超える納付はコンビニエンスストアでは取り扱うことができません。金融機関などをご利用ください。また、「22年3月31日までコンビニエンスストアでご利用になります」と記載がある納付書は、4月1日(木)以降、コンビニエンスストアでは利用できません。期限が過ぎた納付書をお持ちで、コンビニエンスストアでの納付を希望する方はご連絡ください。◇国保年金課国保収納係

国保温泉センター割引利用券をご利用ください。国民健康保険加入者を対象に、温泉センター割引利用券を、国保年金課管理係(東棟2階)、区民事務所・分室、駅前事務所で配布しています(1枚で3名まで利用できます)。施設の詳細は、割引利用券をご覧ください。障害者割引が適用される場合もあります。詳細は、お問い合わせください。◇開設期間 4月1日(木)～23年3月31日(木)◇施設・料金など 左表のとおり

〈表1 郵便等投票制度〉

身体障害者手帳または戦傷病者手帳	
該当する障害の部位	該当する障害の等級(項症)
両下肢・体幹・移動機能	1・2級の方 (特別項症～第2項症)
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1・3級の方 (特別項症～第3項症)
肝臓※	1・2・3級の方 (特別項症～第3項症)
免疫機能	1・2・3級の方
介護保険被保険者証の要介護状態区分	
要介護5の方	

※22年4月1日から追加されました。

〈表2 代理記載制度〉

身体障害者手帳または戦傷病者手帳	
該当する障害の部位	該当する障害の等級(項症)
上肢・視覚の障害	1級の方(特別項症～第2項症)

郵便等による不在者投票制度のご案内

郵便等による不在者投票は、身体の障害や疾病のために、投票日に投票所に行って投票することができない有権者の方々が、自宅などで投票の記載を行い、郵便等を利用して投票を行う制度です。

——問い合わせは、選挙管理委員会事務局へ。



身体障害者福祉法施行令等の

郵便等による不在者投票の対象が追加されました

郵便等による不在者投票

次に該当する方は郵便等による不在者投票が利用できます。

◇身体障害者手帳

◇戦傷病者手帳

◇介護保険被保険者証

のいずれかをお持ちの方で、表1に該当し、かつ自分で文字を書くことができる方は、郵便などを利用して自宅などで投票をすることが出来ます。

ただし、あらかじめ杉並区選挙管理委員会事務局へ申し出て、「郵便等投票証明書」の交付を受けておくことが必要になります。

また、あらかじめ杉並区選挙管理委員会事務局へ申し出て、「郵便等投票証明書」の交付を受け、加えて「代理記載人となるべき者」を届け出ておくことが必要になります。

該当すると思われる方は、早めにお問い合わせください。

区役所本庁舎1階の土日開庁業務のお知らせ

◆区民課区民係

土・日曜日の午前8時30分～午後5時(祝日と年末年始を除く)

▽主な取扱業務

- 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本など各種証明書の発行
 - 杉並区民証・住民基本台帳カードなどの発行
 - 転入・転出などの届出
 - 国民健康保険・国民年金などの届出、住民税・国民健康保険料などのお支払い
- ☎区コールセンター ☎#8800、☎3372-8800または区民課区民係
- ※他区市町村などへ確認が必要なものは、お取り扱いできない場合があります。

ありますので、お問い合わせください。

◆区民課外国人登録係

毎月第3土曜日午前8時30分～午後5時(祝日を除く)

▽主な取扱業務

- 外国人登録の届出・証明書の発行など
- ☎区民課外国人登録係 ☎5307-0627
- ### ◆区政相談課
- 土・日曜日午前8時30分～午後5時(祝日と年末年始を除く)
- ### ▽主な取扱業務
- 一般区政相談(日常生活の困りごとなど)
- ☎区政相談課

カラス対策 ごみ収集ボックスの申し込み

申し込みができる集積所は、利用者でボックスの管理ができ、設置した際に交通や通行、収集作業に影響が無いところです。

すでに区が配置し、設置済みの集積所は除きます。

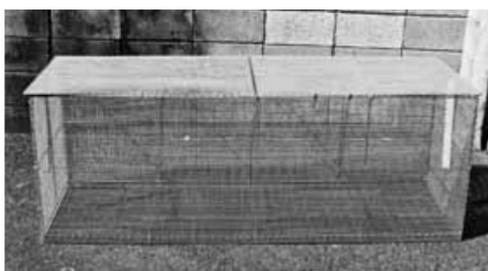
——問い合わせは、杉並清掃事務所または杉並清掃事務所方南支所へ。

■申し込み方法

ハガキ、電話またはファクスに住所・氏名・日中の連絡先・ボックスの種類・集積所の住所を書いて、杉並清掃事務所(〒166-0015成田東5-15-20 ☎3392-7281 FAX3392-0940)、杉並清掃事務所方南支所(〒168-0062方南1-3-4 ☎3323-4571 FAX3323-5171)へ(申込順)

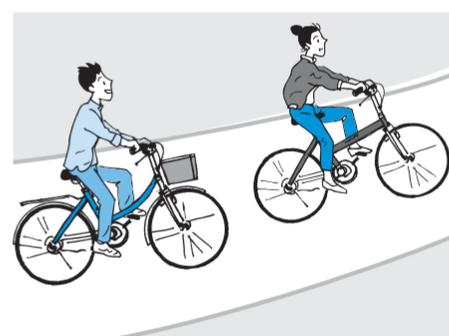
〈カラス対策ごみ収集ボックスの種類〉

種類	大きさ (幅×高さ×奥行cm)	容量(ℓ)
小	120×66×60	480
大	180×66×60	710



▲カラス対策ごみ収集ボックス

- ※1. 大きさの目安は1世帯あたりのごみ量を45ℓ程度で計算してください。
- ※2. 申込順に登録し、登録順に清掃事務所が集積所を確認して、設置が可能か判断した後に配布します。
- ※3. カラス対策ごみ収集ボックスは使用後は必ず片付けてください。なお、申し込みの際に集積所を管理する方および集積所に接する方の合意が必要です。



春の交通安全運動の重点目標は、次の通りです。

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③自転車の安全利用の促進
- ④飲酒運転の根絶
- ⑤二輪車の交通事故防止

4月6日(火)～15日(水) 春の杉並区交通安全運動 「やさしさが走るこの街この道路」

春の杉並区交通安全運動

区内の交通事故発生状況 21年中に杉並区で発生した交通事故件数は2040件・死亡者4人・負傷者数2328人と、前年より388件・2人・474人の減少となりました。

◇自転車を運転するあなたは、車のドライバーです。交通ルール・マナーを守らないう悪質自転車の危険走行が、大きな社会問題になっています。自転車の法律上「軽車両」と呼ばれ、「車両の仲間」です。自動車などの法律を守らなければなりません。「道路の左側を走行」・「夜間はライト点灯」・「歩道での歩行者優先」など、自転車ルールを守りましょう。

◇子どもと高齢者を交通事故から守ろう 子どもの交通事故は99件、高齢者では434件と依然として多く発生しています。大切なお子さんが事故に遭わないよう、ご家庭で基本的な交通ルールを教えましょう。また、高齢者の事故では、横断歩道ではないところを横断するなど、「無理な道路横断中」に多く起きています。ご自分の体力を過信せず、「信号を守ること」「横断歩道を渡る時」などの交通ルールを守ってください。

◇展示会 4月6日(火)～9日(金)まで、区役所1階ロビーで交通安全に関する展示を行います。

☎交通安全対策課または各警察署
(杉並 ☎3314-0110
高井戸 ☎3332-0110
荻窪 ☎3397-0110)

京王井の頭線永福町駅、甲州街道の明大前歩道橋がバリアフリー化されました

区では、誰もが安全で快適に暮らせる生活環境の実現に向け、関係機関と協力し、駅や駅前広場・道路・バスなどのバリアフリー化を進めています。このたび、京王井の頭線永福町駅、国道20号線(甲州街道)に架かる明大前歩道橋にエレベーターが設置されました。誰にでも使いやすい駅・歩道橋になりましたので、ぜひ、ご利用ください。



◇永福町駅
区と京王電鉄株は、永福町駅の橋上駅舎化によるバリアフリー化・南口の新設・南北を結ぶ自由通路の整備を進めています。3月21日祝に、エレベーターと自由通路が利用できるようになりました。駅施設全体が完成するまでの約1年間は一部仮施設での利用となりますが、ご理解ご協力をお願いします。
区まちづくり推進課



◇明大前歩道橋
国土交通省東京国道事務所が進めていた歩道橋へのエレベーター設置工事が完了し、3月27日(出)から利用できるようになりました。区都市計画課、国土交通省東京国道事務所交通対策課 ☎3512-9061



路上禁煙地区で

過料徴収を実施しています

杉並区生活安全及び環境美化に関する条例(以下「条例」)では、路上禁煙地区(下記①～⑥の6地区)の指定を行い、各種の啓発活動や環境美化パトロールを実施することで、喫煙者のマナー向上に努めてきました。しかし、一定の成果は上がったものの、ルールを守らない喫煙者が見受けられるため、多くの区民の皆さんから苦情が寄せられました。

そこで、21年10月から路上禁煙地区内での条例違反者に過料を科すことで、喫煙ルールを徹底し、区民の皆さんの安全と環

- 境美化の一層の推進を図ることにしました。過料徴収の概要は次のとおりです。皆さんのご理解とご協力をお願いします。
- ◇適用対象
路上禁煙地区における路上喫煙行為(自転車乗車中を含む)
- ◇路上禁煙地区
- ① JR西荻窪駅周辺
 - ② JR荻窪駅周辺
 - ③ JR阿佐ヶ谷駅周辺
 - ④ JR高円寺駅周辺
 - ⑤ 西武新宿線上井草駅周辺
 - ⑥ 京王井の頭線高井戸駅周辺
- 路上禁煙地区の詳細は、区ホームページをご覧ください。



◇過料の金額
2,000円

◇実施方法

- 条例違反者からの過料の徴収は、区職員が行います。
 - 過料は直接その場でお支払いいただくか、後日、納入通知書でお支払いいただきます。
- 路上禁煙地区内では路面標示や案内板を設置するなど、路上禁煙地区であることをわかるよう工夫しています。
- 区環境課生活環境担当

身近なエコから始めよう！ 環境都市推進課の各種助成

区環境都市推進課環境都市推進担当

◇住宅用太陽エネルギー利用機器・省エネルギー機器導入助成

下表の①②から各1台合計2台まで助成を受けることができます。必ず設置工事前に申請してください。過去に①②に該当する機器の助成を受けたことがある方は、同一メニューの申請はできません。申請書類は、環境都市推進課(区役所西棟7階)で配布しています。また、区ホームページからも取り出せます。助成の対象は、区内に自ら居住したまたは新築か改築によりこれから居住する住宅に機器を設置する方です。店舗などの併用住宅は含みませんが、すでに設置済みの方は除きます。国や都の同機器設置補助との併給は可能です。

◇事業用エコドライブ支援機器導入助成

下表③④のとおりです。必ず取り付け前に申請してください。助成の対象は、区内に本店を置く中小企業基本法に規定する事業者または個人です。対象となる車種は、対象者が所有または使用し、使用の本拠地が区内である事業用自動車に限ります。

〈住宅用太陽エネルギー利用機器・省エネルギー機器導入助成〉

①太陽エネルギー利用機器

機器	助成額(千円未満は切り捨て)	上限額
太陽光発電システム	4万円×太陽電池モジュール公称最大出力数kW)	12万円
ソーラーシステム	2万円×太陽熱集熱器の面積(m ²)	6万円
太陽熱温水器	1万円×太陽熱集熱器の面積(m ²)	2万円

②省エネルギー機器

機器	助成額(定額)
潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)	2万円
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	5万円
ガス発電給湯器(エコウイル)	5万円
燃料電池(エネファーム)	15万円

〈事業用エコドライブ支援機器導入助成〉

③映像記録型エコドライブ管理システムなど

機器	助成対象数	助成額	上限額(1台あたり)
車載器	1助成対象者20台まで	設置費(消費税を除く)の半額	5万円
解析ソフト	1助成対象者1個	本体価格(消費税を除く)の半額	15万円

④アイドリングストップ装置

機器	助成対象数	助成額	上限額
車載装置	1助成対象者20台まで	設置費(消費税を除く)の半額	5万円

22・23年度青少年委員が 決まりました

—問い合わせは、社会教育センター ☎3317-6621へ。

青少年委員は、青少年の健全育成を目的とする各種事業を円滑に進め、地域における自主的な青少年活動を支援する活動を行っています。

また、青少年にかかわる事業の案内や、相談に対する助言なども行っています。

22・23年度の青少年委員が決まりましたのでお知らせします。なお、委員は小学校区に1名選任されています。

〈22・23年度青少年委員〉

氏名	担当小学校地域	氏名	担当小学校地域
一野 まり	杉並第一	田中 恭子	高井戸
今井 時代	杉並第二	関口 佐知子	高井戸第二
山岸 潤子	杉並第三	井原 太一	高井戸第三
金井 美子	杉並第四	未定	高井戸第四
田中 一恵	天沼	富山 わか子	松庵
徳山 香衣	杉並第六	行定 多喜子	浜田山
水澤 紀子	杉並第七	貫井 万里子	富士見丘
増田 由巳子	杉並第八	平尾 恭子	大宮
廣瀬 玲子	杉並第九	伊藤 歩	新泉
和田 智美	杉並第十	足立 清子	堀之内
海老沼 美砂子	西田	加藤 幸恵	和田
高橋 玲子	東田	佐藤 由美子	方南
大西 百合子	馬橋	村上 久美子	永福
長田 喜子	桃井第一	毛塚 尚明	済美
水野 珠実	桃井第二	西嶋 春美	八成
清水 由美子	桃井第三	小川 文子	三谷
伊藤 清江	桃井第四	長島 明子	松ノ木
唐澤 弘子	桃井第五	江口 由利子	和泉
海老沼 富美代	四宮	福田 聡子	高井戸東
伊井 希志子	荻窪	鈴木 千恵子	久我山
高橋 裕美	井荻	未定	永福南
未定	沓掛	松沢 万喜子	済美養護

区民相談 ☎3312-2111 (区代表)

	相談名	内容	日 時	場 所	
くらし・法律・行政など	一般区民相談 くらしの相談	日常生活の悩みや区政のことなど	祝日・年末年始を除く午前8時30分～午後5時 月・火・木・金曜日午前9時～正午、午後1時～4時	区政相談課 	
	外国人相談		英語＝火曜日午前10時～正午/木曜日午後1時～4時▷ 中国語＝火曜日午後1時～4時/木曜日午前10時～正午 日本語・英語＝毎週金曜日▷中国語＝第2・4金曜日▷韓国・朝鮮語＝第1・3・4金曜日/いずれも午後2時～5時		
	法律相談(電話予約制)	土地・建物・相続・その他法律上のこと	月～金曜日午後1時～4時(先着12名)/第3土曜日午後1時～4時(先着6名)	区政相談課 専門相談予約専用電話 ☎5307-0617	
	税務相談(電話予約制)	贈与税・相続税などの助言・指導	木曜日午後1時～4時(先着6名)		
	司法書士相談(電話予約制)	不動産登記や商業登記の手続き、裁判所へ提出する書類の作成・手続きなどの助言・指導	第2・4水曜日午後1時～4時(先着6名)	区政相談課	
	交通事故相談	示談の進め方など	月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時		
	防犯相談	防犯に関すること	第3金曜日午後1時～4時(受け付けは3時まで)		
	人権相談	人権が侵されたとき	第2金曜日午後1時～4時(受け付けは3時まで)		
	行政相談	国など行政機関への苦情や要望	第2金曜日午後1時～4時(受け付けは3時まで)	犯罪被害者総合支援窓口 相談専用電話 ☎5307-0620 FAX5307-0681	
	犯罪被害者相談	犯罪被害を受けた方の生活上の問題や悩みなど	月～金曜日午前8時30分～午後5時		
	生活相談	病気や失業などで経済的に困りのことなど	月～金曜日午前8時30分～午後5時	杉並福祉事務所(荻窪 ☎3398-9104/高円寺 ☎5306-2611/高井戸 ☎3332-7221)	
	住宅手当相談	退職によって住居を喪失またはそのおそれのある方の相談	月～金曜日午前8時30分～午後5時		
	家庭	家事相談(電話予約制)	夫婦・親子の家庭内の悩みなど	火曜日午後1時～4時(先着4名)	区政相談課専門相談予約専用電話 ☎5307-0617
		家庭相談	離婚・男女関係・家庭内の悩みなど	月・水・金曜日午後1時～5時	杉並福祉事務所(荻窪 ☎3398-9104/高円寺 ☎5306-2611/高井戸 ☎3332-7221)
ひとり親家庭相談		ひとり親家庭への支援など ひとり親家庭への支援・就労支援など	月～土曜日午前9時～午後7時		
住宅・建物	住まいの修繕・増改築相談	住まいの修繕・増改築などに関する相談	月・金曜日午後1時～4時(年末年始は変更あり)	区役所1階ロビー ☎住宅課	
	耐震相談会	建物の耐震診断や耐震改修に関する相談	毎月1回午後1時～4時	区役所1階ロビー ☎建築課	
	建築総合相談会	建物全般に関する相談	火曜日午後1時～4時		
高齢者	介護保険苦情・相談	介護保険制度や介護サービスへの苦情・意見・要望	月～金曜日午前8時30分～午後5時	介護保険課	
	健康・生活相談(予約制)	高齢者の疾病予防と健康に関する相談および日常生活に関する相談	火～金曜日午前10時～午後3時	高齢者活動支援センター ☎3331-9211	
	高齢者の総合相談窓口	介護に関する相談、介護保険の申請受付、介護予防や生活支援の相談・申請受付	月～金曜日午前9時～午後7時/土曜日午前9時～午後1時	ケア24(地域包括支援センター)20カ所 ※「くらしのガイド」参照	
	在宅支援・高齢者福祉の相談	在宅支援や高齢者の福祉に関する相談	月～金曜日午前8時30分～午後5時	高齢者在宅支援課	
障害者	生活相談	地域生活、自立に向けての就職・進路などの相談	火～日曜日午前9時30分～午後6時	障害者地域自立生活支援センターやなぎくぼ ☎3331-2510 FAX3335-3581	
			午前9時30分～午後7時30分(第1土曜日・第3日曜日を除く)	杉並障害者自立生活支援センターすだち ☎5310-3362 FAX5310-3561	
	精神障害者の生活相談	日常生活や障害福祉サービス利用の相談	月～金曜日午後4時～7時/土・日曜日午前9時～午後4時30分	すぎなみ障害者生活支援コーディネーターセンター ☎3315-2110 FAX3315-2119/いたる相談室 ☎3868-2113 FAX3868-2114/相談支援事業所なでしこ ☎5345-6741 FAX3388-5279	
	高次脳機能障害の相談	高次脳機能障害に関する相談	月～金曜日午前9時～午後5時	杉並福祉事務所(荻窪 ☎3398-9104 FAX3398-9598/高円寺 ☎5306-2611 FAX5306-2620/高井戸 ☎3332-7221 FAX3335-5641)	
経済	商工相談(電話予約制)	資金繰り・創業その他経営についての相談	月～金曜日午前9時45分～午後3時30分	産業振興課産業支援・相談係	
就労	就労相談(予約優先)	職業選択、就職・再就職活動の進め方など(希望者には職業適性検査を実施します)	火曜日午前10時から1人約50分、1日6回(正午～午後1時を除く)		
消費者	消費者相談	商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談・苦情	月～金曜日午前9時～午後4時	消費者センター 相談専用電話 ☎3398-3121	
防災	防災相談	災害用あっせん物資、地域団体の防災事業など防災全般について	月～金曜日午前9時～午後5時	防災課	
教育・保育・児童	来所教育相談(電話予約制)	園・小中学校生活(不登校・情緒・行動・学業など)、発達・進路、育て方に関する悩み	月～金曜日午前9時～午後5時	済美教育センター ☎5378-0961	
	電話教育相談(匿名可)	子どものいじめ、不登校、教育上の悩みに関する相談	月～金曜日午前9時～午後5時	済美教育センター 相談専用電話 ☎3317-1190	
	教育SAT(いじめ等対策チーム)	いじめ、不登校、学級の荒れについて電話による相談	月～金曜日午前9時～午後5時	済美教育センター ☎3311-0023	
	障害児等の就学相談	障害児等の入学・転学、その他就学に関する相談	月～金曜日午前9時～午後5時	済美教育センター ☎3311-0050	
	子育て相談	乳幼児の生活習慣・しつけなど 就園前の子育てなどの悩みなど	月～金曜日午前9時～午後5時 月～土曜日午前9時～午後5時	区立保育園(44園) ☎保育課 子育てサポートセンター(5カ所) ☎保育課	
			月～金曜日午後1時～4時	区立子供園(下高井戸 ☎3303-9485/堀ノ内 ☎3313-3437)▷区立幼稚園(高円寺北 ☎3330-0340/成田西 ☎3311-3876/高井戸西 ☎3332-9020/西荻北 ☎3399-0848)	
	子どもの相談	心身の発達の遅れやその心配など	月～金曜日午前9時～午後5時	こども発達センター ☎5317-5661	
ゆうライン(子どもと家庭に関するなんでも相談)	子ども自身の悩みと、子育ての悩みなど子どもと家庭に関する相談 医師による児童精神相談(予約制) 臨床心理士による子育て・心理相談(予約制) 家族心理士による家族心理相談(予約制)	月～土曜日午前9時～午後7時	子ども家庭支援センター 相談専用電話 ☎5929-1901		
		第2・4火曜日午後2時15分～5時			
		第1・3木曜日午前10時～正午 第2・4木曜日午前10時～正午/第3木曜日の午後2時～5時			
みどりの	みどりの相談	木や草花の育て方、花の咲かせ方など	土・日曜日午前9時～正午、午後1時～4時30分	みどりの相談所(塚山公園内) ☎3302-9387	
女性	女性一般相談	女性のさまざまな悩み事(夫婦や親子の家庭の問題、人間関係、生き方、心身の不安など)	火～日曜日午前10時～午後4時(月曜日が祝日の場合は相談を実施し、翌日が休み)	男女平等推進センター(ゆう杉並)相談室 ☎3393-4713	
	法律相談(予約制)	女性がかかわる法的な問題(離婚・養育・財産分与・相続・労働など)	木曜日午後1時30分～4時30分(月1回夜間あり)		
	女性相談	配偶者等からの暴力の相談など	月～金曜日午前8時30分～午後5時	杉並福祉事務所(荻窪 ☎3398-9104/高円寺 ☎5306-2611/高井戸 ☎3332-7221)	
保健福祉	保健福祉サービス苦情調整委員会(予約制)	保健福祉サービス苦情調整委員への相談(施設や在宅などで提供される保健福祉サービスに関すること)	週1回(水または木曜日)午後1時～5時(受け付けは4時まで)	保健福祉部管理課保健福祉支援係	
	医療安全相談窓口	医療機関に関する悩み事など	月～金曜日午前9時～午後5時	杉並保健所地域保健課専用電話 ☎3391-0874	
	健康相談	健康に関する相談(子育て・乳幼児歯科・もの忘れ・こころ(自殺予防を含む)など)	月～金曜日午前8時30分～午後5時 ※その他の健康相談は、「広報すぎなみ」毎月21日号に掲載	各保健センター(荻窪 ☎3391-0015/高井戸 ☎3334-4304/高円寺 ☎3311-0116/上井草 ☎3394-1212/和泉 ☎3313-9331)	

(注) 1. 障害者施策課(区役所東棟1階)には、水曜日の午前9時～午後5時に、福祉事務所には木曜日(荻窪・高井戸＝第1・3、高円寺＝第2・4)の午後1時～4時に手話通訳者がいます。
2. いずれの相談も、祝日(振替休日を含む)・休館日はお休みです。3. 区政相談課のファクス番号はFAX3312-3531です。

◆ 22年度区民健康診査・がん検診などのお知らせ ◆

問い合わせは、区コールセンター ☎ #8800 または ☎ 3372-8800、杉並保健所健康推進課 ☎ 3391-1015 へ。

すべての健(検)診の対象年齢は、22年度(22年4月～23年3月)中に誕生日を迎えた満年齢です。各健(検)診とも、指定医療機関等(受診券(票)に実施機関一覧表を同封)で実施します。

◇ 区民健康診査 ◇

健康の維持・増進には、適度な運動や健全な食生活とともに、健康状態をチェックすることが大切です。健康づくり、生活習慣の改善に区民健診をお役立てください。生活習慣病などで入院・加療中の場合は、受診する必要はありません。

健診区分	対象者	受診期間	健診内容と費用	ハガキ申込先/締切
①成人等健診	30～39歳で職場などの健診を受ける機会がない方	【4月～9月生まれ】 6月1日～9月30日 (受診券は5月末発送)	★全員に実施(無料) ■問診 ■計測(身長・体重・腹囲) ■血圧測定 ■血液検査 ■尿検査 ★医師が必要と認めた場合に実施 ■貧血検査 ■心電図 ■眼底検査(65歳未満の方は実施基準があります) ★希望する方のみ有料で実施 ■胸部X線検査(300円) …30～64歳 ■大腸がん検診(200円) …40歳以上 ■前立腺がん検査(700円) …50・55・60・65・70歳の方(区内の指定医療機関でのみ実施) ※65歳以上の方は、胸部X線検査と生活機能評価を無料で実施します。	杉並保健所健康推進課 〒167-0051 荻窪5-20-1 最終締切=23年1月31日(月)
②特定健診	40～74歳で杉並区国民健康保険に加入している方	【10月～3月生まれ】 10月1日～23年1月31日 (受診券は9月末に発送)		
③後期高齢者健診(長寿健診)	後期高齢者医療制度に加入している方			

- ①成人等健診と③後期高齢者健診(長寿健診)の対象で、19～21年度中に一度も区民健康診査を受診していない方は申し込みが必要です。②特定健診は申し込みの必要がありません。
- 22年度中に75歳の誕生日を迎える方で、杉並区国民健康保険に加入していない方は、75歳になってから申し込みが必要です。
- 40～74歳で杉並区国民健康保険以外の医療保険に加入の方は、各医療保険者(健康保険組合、協会けんぽ・組合国保など)が実施する特定健診を受診してください。ご不明な点は、各医療保険者または事業所などにご確認ください。

◇ がん検診 ◇

がんの早期発見と早期治療のために、各種がん検診を実施しています。職場などで受診の機会がない方が対象です。がん検診は、異常の有無を判断するものです。自覚症状のある方は、診察をお勧めします。

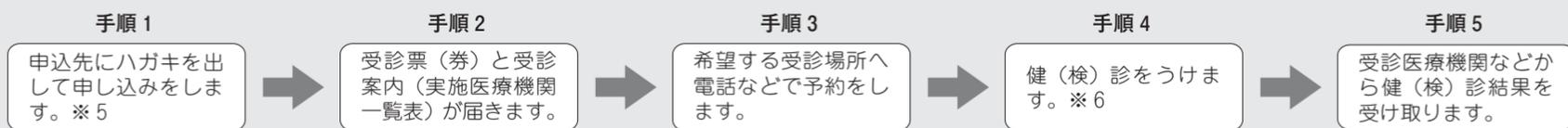
検診名	対象者	受診期間	検査内容	費用	申込締切日(必着)	ハガキ申込先
④肺がん検診	35歳以上	7月1日～9月30日	胸部X線検査 喀痰細胞診検査 ※1	1000円	第1回締切=6月15日(火) 第2回締切=7月15日(木) 最終締切=8月20日(金) ※各締切日の月末に受診票を郵送。	杉並保健所健康推進課 〒167-0051 荻窪5-20-1
⑤喉頭がん検診	55歳以上		喉頭鏡検査、ファイバースコープ検査	1000円		
⑥子宮頸がん検診	20歳以上	4月12日～23年2月28日	視診・内診 頸部細胞診検査	1000円	締切=毎週金曜日 最終締切=23年1月28日(金) ※翌週水曜日に受診票を郵送。	杉並保健所健康推進課 〒167-0051 荻窪5-20-1
⑦乳がん検診 ※2	40歳以上の女性		視診・触診、マンモグラフィ検査	1000円		
⑧大腸がん検診 ※3	40歳以上	6月1日～23年1月31日	便潜血検査(2日法)	200円	第1回締切=5月14日(金) (5月末に受診票を郵送) 6月以降の締切=毎週金曜日。 翌週水曜日に受診票を郵送。 最終締切=12月17日(金)	杉並区医師会胃がん検診担当 〒166-0004 阿佐谷南3-48-8 ☎3392-4114
前立腺がん検査 ※3	50・55・60・65・70歳		採血によるPSA検査	700円		
⑨胃がん検診 ※4	35歳以上	指定医療機関実施 6月1日～23年1月31日 杉並保健所3階実施 4月15日～23年3月19日までの木・金・土曜日 (祝日等を除く)	胃X線検査	1000円	指定医療機関実施分 最終締切=12月17日(金) 杉並保健所3階実施分 最終締切=23年2月18日(金) 申し込みハガキ受け付け後、受診票を郵送。	

- ※1. 肺がんのリスクが高いと医師が判断した方のみ実施。
- ※2. 次の方は申し込みをご遠慮ください…(1)乳腺科の疾病治療中・手術後・経過観察中(2)妊娠中・授乳中・断乳直後(6カ月以内)(3)豊胸手術をしている(4)心臓ペースメーカーを入れている
- ※3. 区民健診受診対象の方は、区民健診と同時受診となります。予約の際、医療機関に申し込みください。
- ※4. 次の方は申し込みをご遠慮ください…(1)胃の手術を受けたことがある(2)現在、胃および十二指腸の疾病治療中または経過観察中(3)妊娠中または妊娠の可能性がある(4)おおむね1年以内に胃がん検診を受けた

◆ 申し込みから受診まで ◆

ハガキ記載事項は(1)希望健(検)診名(2)住所(3)氏名(フリガナ)(4)生年月日(5)年齢(6)性別(子宮頸がん・乳がんは不要)(7)電話番号です。

健(検)診ごとに1人1枚、ハガキで申し込みください(⑥子宮頸がん・⑦乳がん検診両方希望の方は1枚で可)。



- ※5. ハガキ申し込みが必要のない健(検)診があります。また、子宮頸がん・乳がん検診は、無料クーポン券対象年齢の方も必要ありません。
- ※6. 健(検)診の費用は、受診する窓口でお支払いください。なお、生活保護と中国残留邦人等の生活支援給付を受給している方は費用が免除されます。受診前に免除の申請が必要です。申請受付窓口は、杉並保健所健康推進課、各保健センター、各福祉事務所です。

◇ 成人歯科健康診査・眼科検診 ◇

成人歯科健康診査は歯周疾患の早期発見・治療、および口腔の健康保持・改善のために、眼科検診は緑内障と加齢黄斑変性の早期発見・治療を目的に、実施しています。対象者の方には受診券を郵送しますので、ハガキによる申し込みは必要ありません。

健(検)診名	対象者	受診期間	費用	検査内容など
成人歯科健診	30・35・40・45・50・60・70歳	6月1日～11月30日	無料	問診、口腔内診査、健診結果判定に基づく指導(1回)
成人歯科健診再評価調査	21年度に成人歯科健診を受診した方(60歳・70歳受診者を除く)			昨年度の歯科健診がどのように役立てられたかを調査(聞き取りなど)し、歯科保健指導を行います。受診した医療機関から連絡します。
眼科検診	40・45・50・55・60歳	10月1日～23年1月31日	300円	問診、眼圧測定、眼底検査(細線顕微鏡検査)

◇ 女性特有のがん(乳がん・子宮頸がん)検診推進事業のお知らせ ◇

昨年度初めて実施された、がん検診無料クーポン券利用による「乳がん・子宮頸がん検診」を22年度も実施します。この事業は、がん検診受診率50%以上を目標とした国の施策に基づき、区が実施する検診です。

対象年齢は以下のとおりです。年齢は前年度(21年4月2日～22年4月1日)に迎えた年齢です。区が従来より行っている健(検)診と年齢の数え方が異なります。対象となる方は、ハガキによる申し込みは必要ありません。がん検診無料クーポン券などを7月に郵送する予定です。

検診名	対象年齢	生年月日	対象年齢	生年月日
子宮頸がん検診	20歳	平成元年4月2日～2年4月1日	25歳	昭和59年4月2日～60年4月1日
	30歳	昭和54年4月2日～55年4月1日	35歳	昭和49年4月2日～50年4月1日
乳がん・子宮頸がん検診	40歳	昭和44年4月2日～45年4月1日		
乳がん検診	45歳	昭和39年4月2日～40年4月1日	50歳	昭和34年4月2日～35年4月1日
	55歳	昭和29年4月2日～30年4月1日	60歳	昭和24年4月2日～25年4月1日

ひとり親家庭子育て支援

区内にお住まいのひとり親家庭の方の子育てを支援するため、次のような制度があります。手当や医療費助成の制度は申請をしないと受けることができません。各制度の対象要件に該当する方で、まだ申請していない方は、早めに手続きをしてください。また、悩み事の相談やホームヘルプサービス・休養ホームもご利用ください。

お問い合わせは、①③は子育て支援課子ども医療・手当係 ☎5307-0785、④⑤は子ども家庭支援センター ☎5929-1902へ。

① 児童扶養手当

18歳に達した日以降最初の3月31日(中度以上の障害がある場合は20歳未満)までの、次のいずれかの状態にある児童を養育し、公的年金などを受けていない母または養育者に支給します。

- 父の離婚後、父と生計を異にしている
- 父が死亡している
- 父に重度の障害がある
- 父が生死不明
- 父に1年以上遺棄されている
- 父が法令により1年以上拘禁されている
- 婚姻によらないで生まれ、父と生計を異にしている

◆所得制限・手当額

申請者の平成20年中の所得金額に20年中に児童の父から申請者と対象児童が受け取った養育費の8割相当額を合算し、表2で該当する控除額を差し引いた後の金額が、表1のA未満であれば、申請者の場合10万円、扶養義務者等の場合2人目から6万円、申請者の場合のみ15万円

〈表1 所得限度額(1月1日現在)〉

扶養人数	児童扶養手当		ひとり親家庭等医療費助成		児童育成手当
	申請者(A)	扶養義務者等	申請者	扶養義務者等	申請者
0人	192万円	236万円	192万円	236万円	360万4000円
1人	230万円	274万円	230万円	274万円	398万4000円
2人	268万円	312万円	268万円	312万円	436万4000円
3人	306万円	350万円	306万円	350万円	474万4000円

扶養人数が1人増すごとに38万円加算

※所得金額=給与所得者の場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」。事業所得者の場合は、確定申告書の「所得金額」。扶養人数=税法上の扶養人数。扶養義務者等=申請者と同居している親・兄弟姉妹・子どもなどです。

〈表2 所得からの控除額(1月1日現在)〉

	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成	児童育成手当
一律控除	8万円	
勤労学生控除	27万円	
寡婦・寡夫控除(※)	27万円	
特別寡婦控除(※)	35万円	
障害者控除(1人につき)	27万円	
特別障害者控除(1人につき)	40万円	
雑損・医療費・小規模企業共済等掛金・配偶者特別控除	控除相当額	
老人扶養控除(1人につき)	申請者の場合10万円	10万円
	扶養義務者等の場合2人目から6万円	
特定扶養控除(1人につき)	申請者の場合のみ15万円	25万円

※寡婦・寡夫控除と特別寡婦控除は、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成は、申請者が母または父の場合は控除できません。

② 児童育成手当

18歳に達した日以降最初の3月31日までの、次のいずれかの状態にある児童を養育している方に支給します。

- 父の離婚後、父または母と生計を異にしている
- 父または母が死亡している
- 父または母に重度の障害がある(身体障害等級1、2級と同程度)
- 父または母が生死不明
- 父または母に1年以上遺棄されている
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている
- 婚姻によらないで生まれ、父と生計を異にしている

申請者の20年中の所得金額から、表2で該当する控除額を差し引いた後の金額が、表1の限度額未満であれば助成が受けられます。

申請者の20年中の所得金額と20年中に児童の父または母から申請者と対象児童が受け取った養育費の8割相当額を合算し、表2で該当する控除額を差し引いた後の金額が、表1の限度額未満であれば助成が受けられます。

申請者の20年中の所得金額と20年中に児童の父または母から申請者と対象児童が受け取った養育費の8割相当額を合算し、表2で該当する控除額を差し引いた後の金額が、表1の限度額未満であれば助成が受けられます。

ひとり親家庭等の皆さん 仕事・家事などで悩んでいませんか まずは、ご相談ください

ひとり親家庭等に対し、子ども家庭支援センターでは、母子自立支援員がひとり親家庭のサービスの説明を行います。また福祉事務所では、福祉事務所の家庭相談員が養育費や親権などの相談に応じます。さまざまな相談にも応じますので、お問い合わせください。

◆ひとり親家庭となった直後の相談

- (1)ひとり親家庭のお母さんが、より自分にあった仕事に就くための就労支援など
- (2)ひとり親家庭のお父さんやお母さんの、子育てなどの相談
- (3)ひとり親世帯で住まいにお困りの場合の方への母子生活支援施設入居支援等の案内
- (4)父子世帯を含め、一定の所得以下などの方への就業支援・貸付

◆ひとり親家庭の安定した生活を充実させるための相談

- (5)母子家庭のお子さんが、高等学校・専門学校・大学などに進学する際に利用できる母子福祉資金貸付(貸付の決定は、福祉事務所が行います)
 - (6)母子家庭のお母さんが、資格を取得し、収入増やスキルアップするための教育訓練給付金または高等技能訓練促進費などの相談
 - (7)ひとり親家庭の仲間づくりのための支援事業の紹介
- ☎(1)~(7)は子ども家庭支援センター ☎5929-1902、(2)(3)(4)は福祉事務所(荻窪 ☎3398-9104、高円寺 ☎5306-2611、高井戸 ☎3332-7221)



18歳に達した日以降最初の3月31日(中度以上の障害がある場合は20歳未満)までの、次のいずれかの状態にある児童とそいつの児童を養育し、公的健康保険に加入している方に、保険診療を受けたときの自己負担分の全額または一部を助成します。

③ ひとり親家庭等医療費助成

健康保険証を使って医療機関で診療などを受けた時に、窓口

健康保険証を使って医療機関で診療などを受けた時に、窓口

健康保険証を使って医療機関で診療などを受けた時に、窓口

区からの お知らせ

年金

◆国民年金保険料はお得な「前納制度」のご利用を

4月分〜23年3月分までの国民年金保険料は月額1万5100円です。4月30日までに現金で1年前納した場合、3220円引きとなり、17万7980円となります。また、9月までの半年分の前納は7400円引きとなり、8万9860円です。お支払い場所は、各金融機関・郵便局・コンビニエンスストアなどです。詳細は、お問い合わせください。

◆国民年金事務所 ☎ 3312-1511

◆国民年金保険料の特例免除のご案内

経済的な理由などで、国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の納付が免除となる場合があります。特例免除とは、通常は審査の対象となる本人所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除される

ありがとうございました

1月〜2月のご寄付(敬称略・順不同)

【福祉】カラオケ山ちゃん・山口洋平=5万円
▷寺迫博正=10万円▷杉並明るい社会づくりの会=90万円▷市川勇次【NPO支援基金】
すぎなみNPOフェスタ実行委員会=26万559円

ものです。対象は、申請する年度または前年度に退職(失業)の事実がある場合です(配偶者・世帯主に一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります)。

前記の方でも対象に該当しない場合もありますので、詳細は杉並保健所保健予防課へお問い合わせください。

◆申請に必要なもの

①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの②認印(本人が署名する場合は不要)③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証・離職票など)

④国保年金課国民年金係または杉並年金事務所 ☎ 3312-1511

介護保険

22年度4〜7月分介護保険料通知書を発送します

4月8日(木)に、介護保険料のお支払い方法が納付書払い・口座振替(普通徴収)の方に対し、4〜7月分の納入通知書を発送します。

※8月分以降の保険料額および特別徴収(年金からの引き落とし)の方の納入通知書は、7月中旬に発送します。今回は、特別徴収の方へは通知書を発送しません。

子育て・教育

学校に必要な経費の一部を援助します

区内在住の国公立の小中学校に通学する児童・生徒の保護者で次のいずれかを満たす方①生活保護を受けている②前年度中に生活保護が停止・廃止になった③同一生計を営む世帯全員の前年中の総所得金額の合計が生活保護基準の1.2倍以下の

発達相談「すこやか」

「お友だちと楽しく遊べない」「じつとしていられない」「一方的な話し方で会話になりづらい」などで集団の活動が苦手なお子さんの相談に、専門医師・心理職が応じます。

時・場 毎月第1水曜日午後1時〜5時 高円寺保健センター(高円寺南3-24-15) 毎月第3木曜日午後1時〜5時 高井戸東1-18-5 対平成16年4月〜19年3月生まれのお子さん定4名

(申込順) 費無料 申・問電話で、子ども発達センター ☎ 5317-5661へ

健康

麻しん風しん予防接種任意接種公費負担制度

麻しん対策の強化を図るため、今年度も接種漏れ者に対する公費負担を実施します。

▽接種期間 23年3月31日まで
▽接種するワクチン 麻しん風しん混合ワクチン(麻しん・風しんの単抗原ワクチンも可)
▽対象者 ①法定接種の第1期(生後12月〜24月未満)を過ぎ、第2期(小学校就学前1年間)に達していない、麻しん風しん予防接種を受けていない方②小学1〜4年生相当(平成12年4月2日〜16年4月1日生まれ)で、麻しん風しん混合第2期を受けていない方

住まい・まち

不燃化促進住宅入居者募集

区内在住の方が自己居住用住宅を耐火建築物などに建て替える場合、空室があれば、工事期間中の一時移転先として不燃化促進住宅を利用できます(地域による優先順位があります)。

▽優先地域 ①蚕糸試験場・気象研究所跡地周辺地区地区計画区域、天沼3丁目地区、防火地域など
▽利用住宅 和田住宅(和田3-41-27)、馬橋住宅(阿佐谷北5-8-16) 月額家賃 2DK 5万円、3DK 7万円。別途共益費月額2400円(毎月1日〜10日の月々金曜日に、直接まちづくり推進課(区役所西棟3階)へ(抽選) 同課

住宅の耐震無料相談会

時・内 建物の耐震診断や耐震改修の無料相談会 4月14日(水) 午後1時〜4時(毎月1回。次回は5月12日(水)に開催予定) 建築総合無料相談会 毎週火曜日午後1時〜4時(祝日を除く)

採用情報

区役所1階ロビー 費無料 当日、直接会場へ 他 面などがあ

区役所1階ロビー 費無料 当日、直接会場へ 他 面などがあ

採用情報

学校司書

区立図書館の運営業務、授業支援など 勤務期間 7月1日(予定)〜23年3月31日 勤務日時 原則として週5日。午前8時〜午後5時のうち、1日6時間勤務(他に45分の休憩あり) 勤務場所 区立小中学校 資格 司書・司書補の資格を有する方または司書教諭の講習を修了した方(採用の日までに取得・修了見込みの方を含む) 時給 1330円(予定) 募集人数 11名 他 有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給(月額1万円限度) 応募書類(教育人事企画課(区役所東棟6階)で配布。または区ホームページから取り出せます)を、5月14日(必着)までに同課へ郵送または持参 同課

その他

4月の土曜法律相談

毎月第3土曜日に弁護士による法律相談を実施しています。 4月17日(土)午後1時〜4時(事前予約制) 場 区政相談課(区役所東棟1階) 内 土地・建物・相続・その他法律上のこと

行政相談

国の仕事などについての苦情や要望を、行政相談委員がお受けします。

時 4月9日(金)午後1時〜4時 場 区政相談課(区役所東棟1階) 内 年金・保険・福祉・道路・郵便・旅客運輸関係などの苦情・相談 費 無料 申・問 当日、直接会場へ 区政相談課

杉いき連大学受講者 4月期募集

杉いき連大学は、高齢者の生涯学習の場として活動しています。学生の方々はそれぞれの学科で楽しく勉強し、教養を高め、活動成果の発表に向けて励んでいます。22年度4月期の受講者の募集を行います。月1、2回の授業で無理なく続けられます。見学してからの受講でも構いません。皆さんの参加をお待ちしています。 時・場・内 下表のとおり 区内在住で60歳以上の方 定 いずれも若干名(申込順) 費 年間1万2000円、いきいきクラブ会員の方は1万円(前期・後期で分納) 申・問 電話で、太田 ☎ 3332-2272 他 日時等は都合により変更する場合があります

〈杉いき連大学前期講座〉		
学 科	日 程	会 場
国文学	第1・3土曜日午後1時〜3時	高齢者活動支援センター(高井戸東3-7-5)
水墨画	第1・3火曜日午後1時〜3時	
書 道	第2・4土曜日(4月のみ第2木・第4土曜日)午前10時〜正午または午後1時〜3時	ゆうゆう高円寺北館(高円寺北3-20-8)
俳 句	第4水曜日午後1時〜4時	

定6名(一人30分。申込順) 費 無料 申・問 4月12日(月)〜16日(金)の午前8時30分〜午後5時に、専門相談予約専用電話 ☎ 5307-0617 または区政相談課窓口で予約 同課 他 法律相談は、月々金曜日の午後5時実施しています(事前予約制) 行政相談 国の仕事などについての苦情や要望を、行政相談委員がお受けします。 時 4月9日(金)午後1時〜4時 場 区政相談課(区役所東棟1階) 内 年金・保険・福祉・道路・郵便・旅客運輸関係などの苦情・相談 費 無料 申・問 当日、直接会場へ 区政相談課

【凡例】時=日時 場=場所 内=内容 師=講師 対=対象 定=定員 費=参加費 申=申し込み 問=問い合わせ 他=その他【記号】☎=Eメールアドレス ㊦=ホームページアドレス

■講演会「いせひでこ 小さな物語のタネ」
子ども読書の日を記念して、絵本にまつわる話を伺います。
時 4月17日(土)午後2時～3時30分 場 中央図書館(荻窪3-40-23) 師 絵本作家・いせひでこ 定40名(申込順) 費 無料 申 電話で、中央図書館 ☎3391-5754 へ

■障害者福祉会館の講座
◇障害者のための各種教室
時・内・師 ①5月16日～11月7日の原則として毎月第1・3日曜日、午後1時～3時＝絵画(絵画講師・山下真紀子) ②5月1日～10月23日の原則として毎月第1・3土曜日、午後1時30分～3時30分＝陶芸(陶芸家・高橋朋子、足立夏代) ③5月2日～23年3月13日の原則として毎月第2日曜日、午後1時30分～3時30分＝エンジョイスポート(日本障害者スポーツ協会上級指導員・山本明子) / いずれも8月は除く。計10回 区内在住・在勤・在学の障害のある方とその介助者 定各15名(抽選) 費 ①2500円 ②2000円

円③無料 他 手話通訳あり
◇初心者向け点字講習会
時 5月15日～23年3月19日の原則として毎月第1・3土曜日、午後2時～4時(計20回) 師 高橋雅枝 区内在住・在勤・在学で高校生以上の方 定20名(抽選) 費 無料(別途教材費2000円程度)
◇チャームアップ教室～もっともっと素敵な笑顔
色と香りで気分を活性化し、表情筋の体操などを学びます。
時 5月9日(日)・23日(日)、6月6日(日)・13日(日) 午後1時30分～3時30分(計4回) 師 カラリスト・内田朱美、アロマアドバイザー・南雲由美子、アロマインストラクター・西口浩美、フェイスストレッチングインストラクター・清水則子 区内在住・在勤・在学で障害のある方とその介助者 定20名(抽選) 費 無料 他 手話通訳あり

— (いずれも) —
場 杉並障害者福祉会館 往復ハガキ(11面記入例参照)に障害の状況、在勤・在学者は勤務先または学校名も書いて、4月20日(必着)までに障害者福

社会館運営協議会事務局へ(〒168-0072高井戸東4-10-5) へ 申 同事務局 ☎3332-6121 FAX3335-3581

■「公園から歩く会」
歩くことから認知症予防を始めませんか。定期的に、区内10カ所の公園から約4～6km(妙正寺公園のみ2～4km)の距離を歩きます。
時・場 下表のとおり。開催日が祝日の場合は、休み 区内在住で65歳以上の方 費 無料 申 当日、直接会場へ 高年齢者施策課

〔公園から歩く会〕日程

会場名	定期開催日(毎月)	集合場所
善福寺公園(善福寺2・3)	第1火曜日	ポート乗り場前
善福寺川緑地(成田西3-1)	第1金曜日	尾崎橋西詰め
蚕糸の森公園(和田3-55-30)	第2月曜日	管理事務所前広場
富士見ヶ丘運動場(久我山2-2-1)	第2水曜日	管理事務所前広場
井草森公園(井草4-12-1)	第2木曜日	管理事務所前広場
馬橋公園(高円寺北4-35-5)	第3月曜日	管理棟前広場
読書の森公園(荻窪3-39-16)	第3火曜日	正門前
妙正寺公園(清水3-21-21)	第3金曜日	遊具広場
和田堀公園(大宮1・2)	第4月曜日	大宮八幡宮大鳥居
柏の宮公園(浜田山2)	第4水曜日	遊具広場

※時間は、いずれも午前10時～正午(9時30分受け付け開始。雨天の場合は中止します)。

〈ゆうゆう館協働事業〉

ゆうゆう館は高齢者向け施設ですが、区内に指定がなければ区内在住・在勤・在学の方ならどなたでも参加できます。

ゆうゆう館名	内容	日時
和泉館(和泉4-16-22) ☎・FAX3323-5663	下手でいい、下手がいい、心を伝え贈る絵手紙	時 4月23日から毎月第4金曜日、午後3時～4時30分 費 1回500円(長寿③)
和田館(和田1-41-10) ☎・FAX3384-3751	裂き布を使った健康ぞうり作り	時 4月21日(水)・28日(水) 午前10時～正午(計2回) 費 1500円(長寿③)
浜田山館(浜田山4-18-31) ☎・FAX3315-7815	初心者も楽しめる益子焼陶芸教室	時 4月28日から毎月第4水曜日、午前10時～11時30分 費 1回1800円(長寿③)
馬橋館(高円寺南3-16-14) ☎・FAX3315-1249	気軽に楽しく踊れる社交ダンスサロン	時 4月10日(土)・24日(土) 午後1時30分～4時30分 費 1回500円(長寿③)
高円寺南館(高円寺南4-44-11) ☎・FAX5378-8179	心に届く文章教室～メッセージの伝え方を学ぶ	時 4月19日から毎月第3日曜日、午後1時30分～3時30分 対 40歳以上の方 費 1回1200円(長寿③)
永福館(永福2-4-9) ☎・FAX3321-6632	季節ごとの庭の手入れの仕方教えます	時 4月20日から毎月第3火曜日、午前10時～正午 費 1回1000円(長寿③)
方南館(方南1-51-7) ☎・FAX3324-1171	土曜コンサート 演奏＝芝定幸ほか	時 5月1日から毎月第1土曜日、午後6時30分～8時 費 1回500円(長寿③)

※申し込み・問い合わせは、各ゆうゆう館へ。第3日曜日は休館です。

情報 **ぽけっと**
区の後援・その他の催し・講座など

- 催し
- ★杉並公会堂主催の催し
◇小曾根真 & Gary Burton 時 6月21日(月)午後7時 出 演 = 小曾根真(ピアノ)ほか 費 5500円
◇親のためのクラシックコンサート「音楽の絵本」 時 8月22日(日)(1)午後1時(2)4時 出 演 = スーラシアンプラス(金管五重奏)ほか 曲 目 = 「崖の上のポニョ」ほか 費 2500円(子育て応援券利用可。3歳未満でひざ上は無料)
— (いずれも) —
場 杉並公会堂 申 チケット販売窓口 = 杉並公会堂 ☎5347-4450 同施設
 - ★中南米と日本の名曲を歌うラテン～世界巡り「春のコンサート」とマジックショー 時 4月18日(日)午後2時 場 浴風園コミュニティーホール 出 演 = マジック・風の園ほか 曲 目 = 「コーヒー・ルンパ」ほか 区内在住の方 定200名(先着順。車いす席あり) 費 無料 申 当日、直接会場へ 場 マジック・風の園 佐藤 ☎3333-0313
 - ★民踊舞踊大会 時 4月18日(日)午前9時30分～午後6時 場 勤労福祉会館 費 無料 申 当日、直接会場へ 場 杉並区民謡連盟・松澤 ☎3380-2848
 - ★野草展 時 4月23日(金)～25日(日)午前10時～午後4時(25日は午後3時まで) 場 大田黒公園 出 展 = 山野草など約300鉢を展示 費 無料 申 当日、直接会場へ 場 杉並野草の会・窪田 ☎5932-7196
 - ★親子自然観察会「善福寺公園で春を探そう」 時 4月25日(日)午前9時30分～正午 場 集合場所 = 都立善福寺公園ポート小屋付近

- 師 自然愛護会 杉並・佐藤康子ほか 区内在住の親子 定30名(抽選) 費 200円 申 往復ハガキ(11面記入例参照)で、自然愛護会杉並事務局(〒167-0042西荻北2-31-11宇田川方) へ 申 同事務局 ☎3390-1039
 - ★わたぼうしの会ポニー乗馬会 時 4月25日(日)午後1時～3時(雨天時は5月30日(日)に延期) 場 井草森公園 内 泊ニーひき馬による乗馬体験とふれあい小動物コーナー 定100名(先着順) 費 1回500円(保険料含む) 申 当日、直接会場へ 場 わたぼうしの会・池部 ☎090-3001-1261 他 小学生以下は保護者同伴
 - ★みどり水辺を楽しもうブルーベリーを育てよう 時 4月17日(土)午前10時30分～午後3時30分 場 集合・解散場所 = JR五日市線武蔵五日市駅前 会 場 = あきる野市五日市小庄岡部農園と周辺里地 師 環境カウンセラー 対 小学生以上の方 定30名(申込順) 費 200円、子ども100円 申 ファクス(11面記入例参照)で、NPO法人杉並環境カウンセラー協議会 FAX3392-5231 へ 申 同協議会・大澤 ☎5370-3957
 - ★杉並書道人協会作品展 時 4月24日(土)～27日(火) 午前10時～午後5時(初日は午後1時から) 場 セッション 杉並 費 無料 申 当日、直接会場へ 場 杉並書道人協会・鳥居 ☎3321-9846
 - ★ビデオ上映会「杉並百景と海外編～高円寺阿波踊りとエジプト古代文明ほか」 時 4月24日(土)午後1時30分～3時 場 杉の樹ホール 師 大石梯司 定100名(先着順) 費 無料 申 当日、直接会場へ 場 杉の樹大学OB連合会・中島 ☎3331-1849
- 講演・講座
- ★サイエンスホッパーズ
◇フィールドワーク(自然観察教室) 時 5月～23年3月の主に日曜日(計10回) 場 和田堀公園、観音崎(神奈川県横須賀市)ほか 師 東京大学総合研究博物館協力研究員・

- 須田孫七ほか 小学生の親子、中学生 定約80組 費 年間登録料など3000円、各回1000円～ 申 往復ハガキ(11面記入例参照)に学年も書いて、4月15日(必着)までにサイエンスホッパーズ・フィールドワーク係 田中(〒166-0016成田西2-22-20) へ 申 同団体・田中 ☎090-8340-6331
- ◇科学実験教室 時 5月～23年3月の主に土曜日午前(計10回) 場 近隣小学校、科学館ほか 師 専門講師 対 小学4年生～中学生 定約35名 費 各回500円～ 申 Eメール(11面記入例参照)に学年も書いて、4月15日までに同団体 ☎s-hopper@jd5.so-net.ne.jp へ(折り返し返信します) 申 同団体・藤井 ☎3393-7889
- ★高千穂大学授業公開(総合科目A)～企業価値の創造と社会的貢献活動(CSR)への取り組み 時 4月22日～7月8日の毎週木曜日午前10時40分～午後0時10分(4月29日を除く。計11回) 場 高千穂大学 区内在住・在勤で18歳以上の方 定200名(抽選) 費 無料 申 往復ハガキ(11面記入例参照)で、4月16日(必着)までに同大学総合科目係(〒168-8508大宮2-19-1) へ 申 同係 ☎3313-0146 詳細は、お問い合わせください
- ★東京女子大学杉並区内大学公開講座「精神病理学からみた意識変容の世界」 時 5月11日～6月15日の毎週火曜日、午後1時15分～2時45分(計6回) 場 東京女子大学 師 同大学教授・柴山雅俊 区内在住・在勤・在学で18歳以上の方 定150名(抽選) 費 1000円 申 往復ハガキ(11面記入例参照)で、4月16日(必着)までに同大学教育研究支援課(〒167-8585善福寺2-6-1) へ 申 同係 ☎5382-6470
- ★親子料理講習会「ふんわり簡単シフォンケーキ」 時 4月24日(土)午前9時30分～午後0時30分 場 永福和泉地域区民センター 師 栄養士・佐藤啓子 対 3歳～小学生低学年までのお子さんとその保護者 定12組24名(申込順) 費 1組2000円(子育て応援券利用可) 申 ファクス(11面記入例参照)で、4月22

- 日(必着)までにNPO法人すぎなみ栄養と食の会・吉村 FAX5936-1270 へ 申 同会・吉村 ☎5936-1270 他 筆記用具・エプロン・三角きん・布きんを持参してください
 - ★「ありがとう」の一言が家庭を変える 時 4月25日(日)午前10時～11時30分 場 産業商工会館 師 辻倫理研究所理事・三好雅典 定160名(先着順) 費 1000円 申 当日、直接会場へ 申 家庭倫理の会 杉並区・正木 ☎3315-9602
- その他
- ★社シルバー人材センターリサイクル自転車の販売会 時 4月19日(月)～21日(水) 午前11時～午後4時 場 リサイクル自転車作業所 費 販売価格 = 1台6500円～ 申 直接、同作業所へ(先着順) 申 同作業所 ☎3327-2287
 - ★財杉並区障害者雇用支援事業団・雇用開拓専門員募集 申 障害者雇用企業の開拓(相談、個別支援など含む)▷勤務期間 = 5月1日～23年3月31日(5回まで更新可)▷勤務日時 = 午前8時30分～午後5時15分(月16日勤務)▷資格 = 障害者の就労支援の経験・意欲のある方または社会福祉士・精神保健福祉士 いずれかの資格保有者(資格を有してなくても可)▷報酬 = 月額17万4000円～(21年度実績)▷募集人数 = 1名▷その他 = 交通費支給、社会保険加入 申 履歴書と作文(テーマ = 「障害者就労について、わたしが考えること」800字程度)を、4月20日(消印有効)までに障害者雇用支援事業団(〒168-0072高井戸東4-10-26) へ 郵送または持参 申 同事業団 ☎5346-3250 他 一次選考 = 書類選考。二次選考 = 面接。一次選考合格者にのみ連絡します
- 夕方チャイムが6時になります
- 4月1日(木)から「夕やけこやけ」の放送時刻が午後6時になります。
- 問 広報課

申し込み記入例

あて先は各記事の申し込み先へ

<p>①行事名</p> <p>②郵便番号・住所</p> <p>③氏名(フリガナ)</p> <p>④年齢</p> <p>⑤電話番号</p> <p style="text-align: center;">(1人1枚)</p>	<p>★往復ハガキには返信用のあて先も記入を</p> <p>★託児のある行事は託児希望の有無、お子さんの氏名と年齢も記入</p> <p>★④に、住所が記載されていないものは、区役所(〒166-8570阿佐谷南1-15-1)へ</p>
--	--

催し EVENT

リサイクルひろば高井戸

◇おもちゃのクリニック
故障したおもちゃを、おもちゃドクターが修理します(1人1点まで)。

時 4月18日(日)午後1時～4時(受け付けは3時まで) 定10名(申込順) 費無料(部品代は実費) 申電話で、同ひろばへ

◇かぎ編みでポンポンネックレスを作ろう
時 4月20日(火)午後1時30分～3時30分 定13名(申込順) 費500円 申電話で、同ひろばへ

— (いずれも) —

場・同リサイクルひろば高井戸(高井戸東3-7-4 ☎3331-4360/水・木曜日休館) 他募集人数に満たないときは中止する場合があります

科学館

◇天文の夕べ観望会「火星とプレセペ」
プレセペ星団は、かに座の中央付近に見える散開

星団です。また、当日はプレセペのそばに、火星が輝いています。

時 4月17日(土)午後6時30分～8時30分 区内在住・在勤・在学の方(小中学生は保護者同伴) 定140名(先着順) 費無料 申当日、直接会場へ 他雨天・曇天の場合は、天文の話をします

◇プラネタリウム一般放映「今夜の星空+探査機はやぶさと日本のロケット」

時 4月24日(土)①午後1時30分～2時30分②3時30分～4時30分 定各140名(先着順) 費無料 申当日、直接会場へ 他(1)途中入退場はできません(2)5歳未満の乳幼児はご遠慮ください

◇小学校科学教室「全期クラブ6年生」
疑問・体験・大発見! 実験・工作をとおして楽しく学習しましょう。

時 5月15日～6月26日の原則として毎週土曜日、午後2時～4時(計6回。5月15日のみ午後1時45分から)▷研究発表会=23年2月12日(土)化学=炭づくり▷物理=プザー▷生物=植物のつくりの観察▷地質=赤土▷天文=黄道十二星座 区内在住・在学の国立・私立小学6年生(区立小学校の方は学校を通じて募集します) 定40名×3クラス(抽選) 費無料 申往復ハガキ(記入例参照)に学校名も書いて、4月16日(必着)までに科学館へ 他クラスは選択不可。クラスによって若干日程が異なります

◇中学校科学教室「全期クラブ」
化学・物理・生物・地質・天文の各分野をそれぞれ分野別に学習しましょう。

時・内右表のとおり 区内在住・在学の国立・私立中学生(区立中学校の方は学校を通じて募集します) 定各40名(抽選) 費無料 申往復ハガキ(記入例参照)に希望する分野(第2希望まで。両コースに参加も可。その場合は各コースごとに)と学校名も書いて、4月16日(必着)までに科学館へ

— (いずれも) —

場・同科学館(〒167-0033清水3-3-13 ☎3396-4391) 他①エレベーター・エスカレーターはありません②車での来館はご遠慮ください

講演・講座

■消費者講座「知って得する、ペランダ園芸の上手な利用法」

ライフスタイルに合わせた花の選び方、育て方、組み合わせなど多方面にわたってお話が聞けます。

時 4月22日(木)午後1時30分～3時30分 場 あんさんぶる荻窪(荻窪5-15-13) 師 グリーンアドバイザー・原由紀子 区内在住・在勤の方 定60名(申込順) 費無料 申電話で、消費者センター ☎3398-3141 へ 他(1)2歳～就学前の託児あり(4月12日までに事前申込)(2)長寿②対象事業

〈中学校科学教室〉

Aコース			
月 日	化 学	地 質	天文・気象
5月15日(土)	開室式・課題研究		
22日(土)	再結晶	オリエンテーション	太陽
30日(日)	現地学習		
6月5日(土)	ガラス細工		惑星
19日(土)	化学反応と熱の出入り	地形図と地質図	天気図を書く
7月3日(土)	イオンの性質	石のペーパーウエイトを作ろう	銀河系の模型をつくろう
12月11日(土)	研究発表会・閉室式		

Bコース

月 日	生 物	物 理
5月15日(土)	開室式・課題研究	
29日(土)	顕微鏡観察	音の性質
6月12日(土)	クロマトグラフィー	スペクトルの観察(1)
26日(土)	目のしくみ	スペクトルの観察(2)
7月10日(土)	細胞分裂	電子工作
12月11日(土)	研究発表会・閉室式	

※時間は、いずれも午後2時～4時(5月15日のみ午後2時30分から)。

SPORTS

スポーツのある暮らし
健康の第一歩

競技大会

●杉並区新人戦(卓球)

時 5月9日(日)午前9時(区後援) 場 荻窪体育館(荻窪3-47-2) 内種目=①男女別シングルス(初級・一般)②男女別ダブルス(初級・一般) 区内在住・在勤・在学の方、区内のクラブに所属し東京卓球連盟に加盟している方 費シングルス800円(高校生以下400円)、ダブルス1600円 申参加種目・氏名・住所・年齢・電話番号・所属チーム名を書いた紙と参加費を、4月23日(必着)までに区卓球連盟事務局(〒166-0004阿佐谷南1-7-1)へ現金書留で郵送 同連盟・田崎 ☎3314-6624(午前10時～午後5時)

●杉並春季テニス大会

時・内 5月9日(日)=男子ダブルス・女子ダブルス▷23日(日)=ミックスダブルス/いずれも午前9時～午後5時(区後援) 場 松ノ木運動場(松ノ木1-3-22) 区内在住・在勤の方 定各日80組(抽選) 費1組3000円(当日) 申往復ハガキ(記入例参照)にクラブ名・参加種目・性別・2名分の住所も書いて、4月15日(必着)までに益子弘俊(〒166-0003高円寺南4-49-1)へ 申益子 ☎3312-6993(午後1時～6時)

スポーツ教室

●ソフトバレーボール教室

基礎から試合まで楽しく指導します。
時 4月24日～23年3月26日の毎月第4土曜日、午後1時～2時(計12回) 場 大宮前体育館(宮前2-11-11) 師 杉並区ソフトバレーボール連盟 区内在住・在勤・在学の中学生の以上の方 定20名(先着順) 費200円、中学生100円 申当日、直接会場へ 同体育館 ☎3334-4618 他開催日の午後1時～5時、1面を個人利用に開放しています。教室終了後、そのまま個人利用で参加できます

⑤の教室は、杉並区公共施設予約システム「さざんかねっと(スポーツ施設)」から申し込みできます。スポーツ施設用の個人利用者登録が必要です。申し込みは4月1日午前8時30分からハガキ締切日まで。

●めざせオリンピック選手! はじめてのフェンシング

基本的な構えから試合まで楽しく指導します。
時 5月1日～23年3月19日の毎月第1・3土曜日、午後3時～5時(計22回) 場 大宮前体育館 師 杉並フェンシングクラブ 区内在住・在学の小中学生 定20名(抽選) 費月1500円 申往復ハガキ(記入例参照)で、4月15日(必着)までに大宮前体育館(〒168-0081宮前2-11-11)へ 申同体育館 ☎3334-4618 他別途、ユニフォームを購入していただきます

●水中ウォーキングと流水健康ウォーキング

水中での正しい歩き方や姿勢を学び、疲労や腰痛を予防しましょう。
時・内 4月29日(祝)①エンジョイ・水中ウォーキング=午前9時30分～11時②流水健康ウォーキング=午前11時～午後0時30分 場 スポーツハイツ 区内在住・在勤の方 定各20名 費各500円 申電話または直接、スポーツハイツ(堀ノ内2-6-21 ☎3316-9981)へ

●初心者ゲートボール教室

子どもからお年寄りまで気軽に楽しめ、始めてみたい方にお勧めの教室です。
時 4月24日(土)、5月1日(土)・8日(土)・22日(土)・29日(土)午前10時～正午(計5回) 場 上井草スポーツセンター(上井草3-34-1) 定20名(申込順) 費2000円 申直接、上井草スポーツセンター総合受付へ 申区ゲートボール連盟・柴田 ☎3390-7350

●フラダンス ⑤教室番号「0732」

基本ステップを時間をかけて丁寧にレッスンします。
時 5月6日～6月10日の毎週木曜日、午前11時～午後1時(計6回) 場 大宮前体育館 師 加藤貴子 区内在住・在勤・在学で16歳以上の方 定50名(抽選) 費3000円 申往復ハガキ(記入例参照)で、4月14日(必着)までに大宮前体育館(〒168-0081宮前2

-11-11)へ 申同体育館 ☎3334-4618 他3歳～就学前の託児あり(事前申込制)

●大宮前アスレチックスクール①年長クラス②小学生クラス

跳び箱・マット・鉄棒・ボール投げ・なわとび・水泳。体育の授業の先取り講習で「苦手」とさよならしよう。
時 5月1日～23年3月19日の毎月第1・3土曜日、午後3時～5時(計22回) 場 大宮前体育館 師 ヴィムスポーツアベニュー所属指導員 区内在住・在学の①年長のお子さん②小学1～3年生 定各クラス30名(抽選) 費各クラス月2000円 申往復ハガキ(記入例参照)に希望するクラス名も書いて、4月15日(必着)までに大宮前体育館(〒168-0081宮前2-11-11)へ 申同体育館 ☎3334-4618 他7・8月の教室はヴィムスポーツアベニューの水泳教室に参加(4回分)

●なぎなたKIDS

時 5月15日～23年3月19日の毎月第1・3土曜日、午後1時～3時(5月と1月のみ第3・5土曜日。計22回) 場 荻窪体育館 区内在住・在学の小学生で初心・初級者 定30名(抽選) 費月1000円 申往復ハガキ(記入例参照)で、4月16日(必着)までに荻窪体育館(〒167-0051荻窪3-47-2)へ 申同体育館 ☎3220-3381

●硬式テニス初級 ⑤教室番号「0713」

時 5月1日～6月19日の毎週土曜日、午前9時～11時(予備日は6月26日。計8回) 場 松ノ木運動場 区内在住・在勤・在学で16歳以上の初心・初級者 定44名(抽選) 費6500円 申往復ハガキ(記入例参照)で、4月11日(必着)までに松ノ木運動場(〒166-0014松ノ木1-3-22)へ 申同運動場 ☎3311-7410

●「骨盤セルフ体操」体験レッスン

時 4月17日(土)午後6時～7時 場 荻窪体育館(荻窪3-47-2) 区内在住・在勤・在学で16歳以上の方 定20名(申込順) 費無料

申・申電話で、荻窪体育館 ☎3220-3381へ

●サウンドテーブルテニス

鈴のついたピンポン玉を、音を頼りに打ち合う競技です。
時 4月25日(日)午前9時～午後1時 場 荻窪体育館(荻窪3-47-2) 区内在住・在勤・在学で障害のある方 定20名(先着順) 費無料 申当日、直接会場へ 申同体育館 ☎3220-3381

●春季初心者ソフトテニス教室

時 5月8日～6月26日の毎週土曜日、午後3時～5時(予備日は7月3日。計8回。区共催) 場 妙正寺体育館庭球場(清水3-20-12) 区内在住・在勤・在学で小学4年生以上の方 定30名(抽選) 費3000円 申往復ハガキ(記入例参照)に性別・経験年数も書いて、4月23日(必着)までに小島晃(〒166-0016成田西3-6-4)へ 申小島 ☎3312-0385(午後7時～9時)

●杉並少年少女ラグビー教室

時 4月11日(日)午後1時～3時(区後援) 場 井草森公園運動場(井草4-12-1) 区内在住・在学の幼児と小学生 定100名(先着順) 費無料 申当日、直接会場へ 申上西 ☎090-8685-0160(午前10時～午後10時) 他運動のできる服装でお越しください

●太極鞭杆(べんかん)講習会

時 5月6日～27日の毎週木曜日、午後7時～8時40分(計4回。区後援) 場 荻窪体育館(荻窪3-47-2) 区内在住・在勤・在学の方 定200名(申込順) 費無料 申往復ハガキ、ファクスまたはEメール(記入例参照)で、4月28日(消印有効)までに下川和久(〒167-0051荻窪5-14-4-304 ☎3391-3515) yawaragikai@hotmail.com)へ 申下川 ☎3391-3515(午前9時～午後6時) 他動きやすい服装で、120cm程度の棒と室内靴を持参してください

杉並区景観計画を策定しました

区は、21年4月1日に景観法にもとづく景観行政団体となり、区独自の景観計画を策定することができるようになりました。そこで、「みどり豊かな美しい住宅都市杉並の継承と創出」を目標に良好で高水準の住宅都市としての景観を守り、さらに成熟した杉並らしい景観を発展するよう「杉並区景観計画」を策定しました。区民や事業者の皆さんが、良好な景観づくりに対する意識をさらに高め、自主的に取り組むなど、ご理解とご協力をお願いします。——問い合わせは、まちづくり推進課へ。

これまでの経過

杉並区景観計画は、「杉並の魅力ある景観づくりのあり方」(19年3月杉並区景観づくり懇談会提言)を踏まえ、杉並区の景観の将来像や基本理念、景観法を活用した景観づくりなどを具体的に示すものとして検討してきました。

この間「広報すぎなみ」21年10月1日号などで計画案を公表し、「杉並区自治基本条例」に基づく区民等の意見提出手続により、広く皆さんからのご意見を伺い、それらを踏まえて必要な修正を行い、このたび「杉並区景観計画」を策定しました。

計画の主な内容

景観法と区景観条例に基づくもので、良好な景観形成を促進する計画です。

杉並区の景観づくりとして基本理念(みどり豊かなまちなみの継承、潤いと憩いの水辺空間

の創出、個性豊かなまちなみづくりの推進、賑わいや文化の伝承、区の景観特性と課題、景観法を活かした景観づくりや区独自の取り組みによる景観施策の展開などを計画化しました。

届出が必要になります

建築物を建てるときなどの基準と手続を定めました。特に色彩については、景観色彩ガイドラインを作成し、考え方などの解説をしています。

景観形成重点地区(左地図参照)では、すべての建築物の建築が、その他の地域では、高さ10m以上延べ面積1000㎡以上の新築・改築・外壁の色の塗り替え(同色塗り替えも同様)などが届出の対象になります。

事前協議等が必要になります

延べ面積3000㎡以上の建築物の建築をする場合に事前協議を行います。大規模建築物景

観形成指針を定め、それを基に、景観に配慮した建築物などへ誘導していきます。

また、公共施設景観形成指針を定め、区立の公共施設の整備を進めます。

屋外広告物は、表示・掲出に関する配慮基準を定め、事前相談の仕組みを導入します。

今後の進め方

届出は、9月1日から行為の着手予定のものを6月1日から受け付けます。事前相談については、随時受け付けますので、お問い合わせください。

景観計画、景観色彩ガイドライン、大規模建築物・公共施設景観形成指針の全文とご意見の概要、区の考え方は、区ホームページでご覧になれます。

ご意見の概要と区の考え方は、まちづくり推進課(区役所西棟3階)、区政資料室(西棟2階)、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館でもご覧になれます。

杉並区景観計画等の運用について

		平成22年						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
届出対象行為	届出新築、増築、改築もしくは移転	4/1 景観計画告示	5/6 事前協議開始	6/1 届出受付開始	※30日 建築確認申請等		9/1 着手予定	
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	4/1 事前相談開始						

- 【経過措置】
- 5月31日までの届出で、8月31日までに着手するもの……東京都景観計画
 - 6月1日以降の届出であって、9月1日以降に着手するもの……杉並区景観計画
 - 6月1日以降の届出であって、8月31日までに着手するもの……東京都景観計画
- ※建築確認等をする30日以上前に届出が必要となります。

〈いただいた主なご意見と区の考え方〉
◇意見提出期間=10月1日~25日◇意見提出件数=35件、48項目

区民からの意見(概要)	意見に対する区の考え方
景観計画がそのまま実行されれば良いと思いますが、計画に書かれているとおりに行われるかどうか不安です。住民の意見を取り入れて施策を行ってほしいと思います。	景観計画を適切に運用するために、区民や事業者への周知を図り、景観への理解を深めていくため普及啓発に努めます。また、景観計画を変更する際には、区民等の意見提出手続などを行い、区民等の意見を反映するよう努めます。
川跡である旧井草川緑道は、いわば流れの記憶です。次世代への環境づくり、景観づくりの指針は水の有無の二分法の境界線上に潜むのではないのでしょうか。旧井草川緑道を景観計画の重点地区に追加指定してください。	景観計画では、3河川と玉川上水を「水とみどりの景観形成重点地区」として定め、井草川遊歩道については、地域の景観資源として位置づけていますが、井草川遊歩道(杉並歩行者道第1号線)を景観重要公共施設として位置づけることにします。
旧井草川、小柴ロードは重点地区になりますか。	水とみどりの重点地区は、水の見える水辺が対象です。旧井草川(井草川遊歩道)や小柴ロード(科学と自然の散歩みち)は、地域の景観特性を創出する要素としていましたが、この井草川遊歩道(杉並歩行者道第1号線)を景観重要公共施設に位置づけることにします。
善福寺池などの岸辺の形状を「多自然型」に改修することを計画目標に加えるべきだと考えます。一帯のみどりの質を高め、その味わいを深くします。景観づくりは自然そのものに学ぶべきです。	景観計画の中で、善福寺公園周辺地区は、モデル的に景観づくりを進める「モデル地区」としています。今後は、周辺住民や管理者である都と協議しながら景観づくりを進める予定です。
景観づくりへの区民からの新しい動きが生まれた際に、審査、評価、支援へとスムーズにつながる仕組みをこの景観計画自体の内に用意してください。	景観計画の「まちづくり施策等との連携」の中で、まちづくり条例に規定するまちづくりを進めるための仕組みとして「まちづくり協議会」、地域の約束事や取り決めを示す「まちづくりルール」などの登録制度等について示し、景観法に基づく景観協定や建築基準法に基づく建築協定につながるものとして示しています。
景観計画で重視すべきは緑化です。特に喬木が重要です。電柱に替えて樹木(喬木)を植えることを提案します。景観を害する原因の一番は電柱なので、できることから電柱をなくして樹木を植えることを望みます。	現在もできることから電柱の地中化を実施しています。今後も引き続きできることから電柱の地中化を推進する予定です。なお、公共施設景観形成指針の中でも道路整備に際しての景観配慮事項として示すとともに、景観計画の中でも公共空間における魅力ある空間づくりの項目として示しています。
電線を地中化するだけで、我が国の景観は大幅に改善されるに違いありません。電柱地中化こそ、景観づくり「百年の景」において最優先されるべき課題であると考えます。	
商店街の電柱をなくす方法はないか。せまい歩道に電柱が立っていて景観も悪いが人や乳母車も通れません。	
電柱が醜い。地中化するべきです。	